

令和7年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導

各種届出及び指定更新申請等について

地域密着型サービス・総合事業



杉並区 保健福祉部 介護保険課

令和8年3月13日

【 目 次 】

1. 変更届について	・ ・ ・	3 ページ
2. 加算届について	・ ・ ・	4 ページ
3. 介護職員等処遇改善加算について	・ ・ ・	5 ページ
4. 廃止・休止届について	・ ・ ・	8 ページ
5. 協力医療機関に関する届出書について	・ ・ ・	9 ページ
6. 地域との連携等について	・ ・ ・	10 ページ
7. 指定更新について	・ ・ ・	11 ページ

1. 変更届について

区に届け出た指定に関する内容に変更が生じた場合は、変更届を提出する必要があります。

提出時期

変更があった日から **10日以内**

※ 事業所所在地やレイアウトを変更する場合は、変更の **1か月前まで** にご相談ください。

提出書類

① 変更届出書

② 添付書類

添付書類は変更内容によって異なるため、区ホームページ（ページID：19298にある各サービスページ）に掲載の「**変更届出に係る添付書類例**」にて確認してください。

提出方法

原則、**電子申請・届出システム**で提出してください。

2. 加算届について

新たに加算の算定を行う場合や加算の区分を変更する場合は、加算に係る届出をする必要があります。

提出時期

- ◆ 加算を算定しようとする前月の15日まで
- ◆ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所は、加算を算定しようとする月の1日まで

提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 添付書類

添付書類は加算内容によって異なるため、区ホームページ（ページID：19298にある各サービスページ）に掲載の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表添付書類」にて確認してください。

提出方法

原則、電子申請・届出システムで提出してください。

3. 介護職員等処遇改善加算について

介護職員等処遇改善加算を算定する場合、年度ごとに介護職員等処遇改善計画書、実績報告書を提出する必要があります。また、年度の途中で計画書の内容に変更が生じた場合は、変更に係る届出書等を提出する必要があります。

提出時期、提出書類、提出方法

厚生労働省が令和8年度介護職員等処遇改善加算に関する通知を発出後、区ホームページ及び杉並区ケア倶楽部でお知らせします。

4. 廃止・休止届について

事業所を廃止又は休止する場合には、届出をする必要があります。

提出時期

廃止又は休止予定日の1か月前まで

提出書類

- ◆ **事前**にご相談ください。届出の様式をメールで送付します。
- ◆ 廃止・休止する場合は、**利用者の移行先等を記載した一覧**（任意の様式に利用者氏名、移行日、移行先等を記載したもの）を提出してください。

提出方法

原則、電子申請・届出システムで提出してください。

5. 協力医療機関に関する届出書について

対象サービス事業所は、**1年に1回以上**、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変した時等の対応を確認し、協力医療機関の名称等を届け出ることとなっています。

対象サービス

認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

提出書類

- ① 協力医療機関に関する届出書
- ② 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）

提出方法

原則、**電子申請・届出システム**で提出してください。

6. 地域との連携等について

地域密着型サービス事業所は、地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議又は介護・医療連携推進会議を行う必要があります。

サービス種類	会議名称	開催時期
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護・医療連携推進会議	おおむね6か月に1回
・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護	運営推進会議	おおむね6か月に1回
・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護	運営推進会議	おおむね2か月に1回

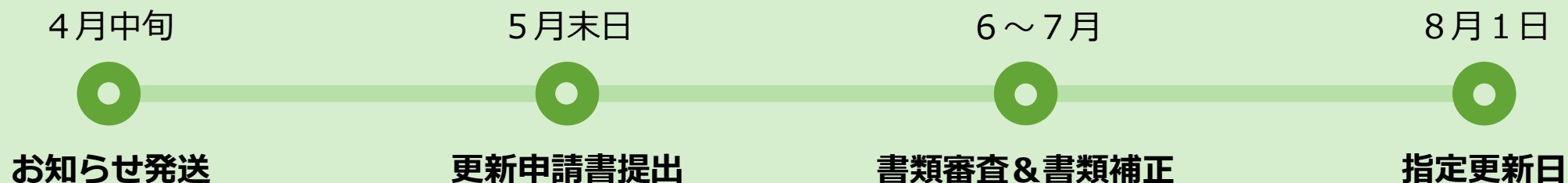
主な構成員

利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、区の職員、施設の管理者・相談員等（介護・医療連携推進会議においては、地域の医療関係者）

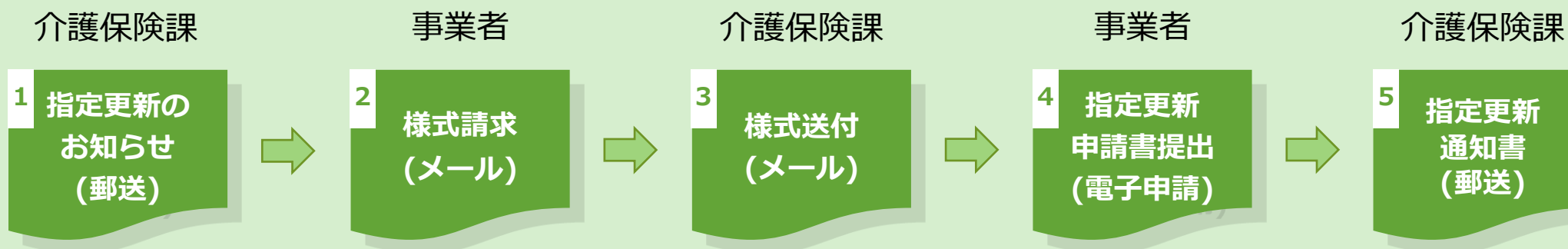
7. 指定更新について

指定更新日の4か月前の中旬に指定更新のお知らせを送付します。

例（指定更新日が8月1日の場合）



指定更新通知書の送付までの流れ（イメージ）



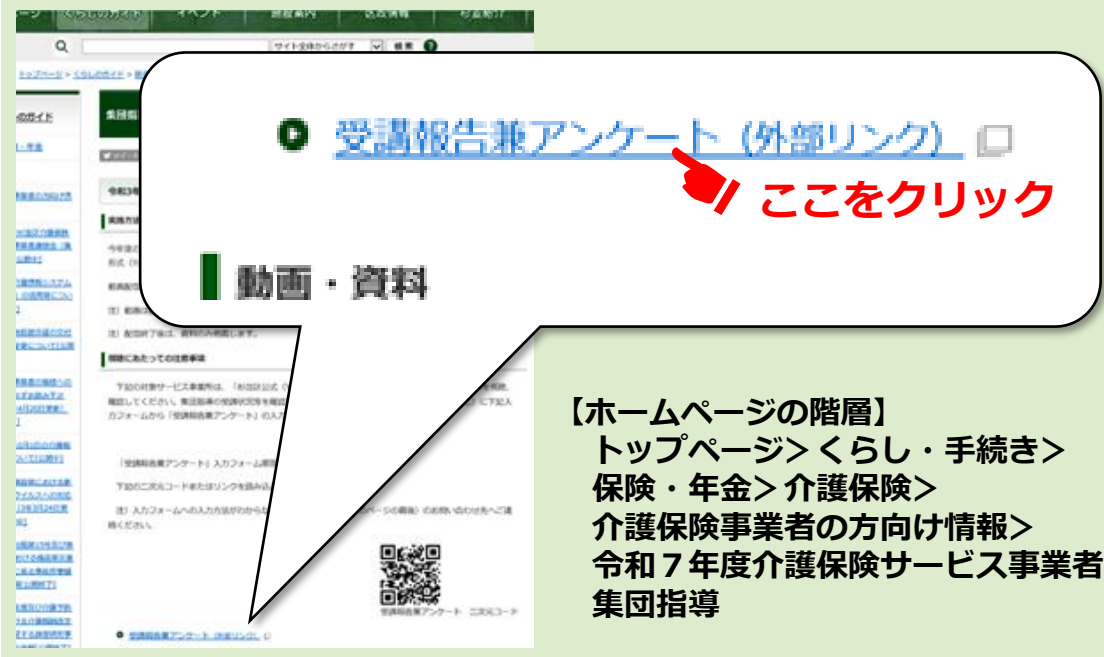
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



受講報告兼アンケート (外部リンク)

動画を資料

【ホームページの階層】
トップページ＞暮らし・手続き＞
保険・年金＞介護保険＞
介護保険事業者の方向け情報＞
令和7年度介護保険サービス事業者
集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

 **入力期限：3月31日（火曜日）まで**

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区